

2. 行政の体系

2.1 自然環境保全制度の概要

<国家戦略>

第三次生物多様性国家戦略

平成19年11月27日
閣議決定

第1部：戦略

[4つの基本戦略]

- ①生物多様性を社会に浸透させる
- ②地域における人と自然の関係を再構築する
- ③森・里・川・海のつながりを確保する
- ④地球規模の視野を持って行動する

第2部：行動計画

- ①約660の具体的施策
- ②実施省庁を明記
- ③34の数値目標

<法制度>

生物多様性の保全及び持続可能な利用

生物多様性基本法

生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進

- ・生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本原則
- ・国、地方公共団体、事業者、国民、民間団体の責務
- ・生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策の基本となる事項

生態系の保全・再生

自然環境保全法

優れた自然環境を有する地域の保全

- 原生自然環境保全地域：5地域
- 自然環境保全地域：10地域
- 都道府県自然環境保全地域：537地域 合計：国土の0.3%（H21.3.31現在）

自然公園法

優れた自然の風景地の保護と利用の増進

- 国立公園：29公園
- 国定公園：56公園
- 都道府県立自然公園：309公園 合計：国土の14.3%（H21.3.31現在）

自然再生推進法

過去に損なわれた生態系その他の自然環境の再生

- 地域の多様な主体が参加して協議会を設立（20協議会）
- ・自然再生全体構想：19協議会が作成
- ・自然再生事業実施計画：11協議会で17計画が作成（H21.3.31現在）

野生生物の保護

鳥獣保護法

鳥獣の保護、適正な狩猟秩序の維持

- ・捕獲規制等狩猟の制限
- 鳥獣保護区 国指定：69カ所（H20.11現在）
- 都道府県指定：3,815カ所（H20.12現在） 合計：国土の9.6%

種の保存法

野生動植物種の絶滅の防止・保護増殖

- ・希少野生動植物種の捕獲、譲渡規制
- 国内：81種、国際：677分類群（H21.3現在）
- 生息地等保護区：9カ所（合計：885ha）（H21.3現在）

カルタヘナ法

遺伝子組換え生物による生物多様性影響の防止

- ・環境中への拡散を防止しないで行う使用について、事前に主務大臣の承認を受ける義務
- ・輸出時における輸入国への通告義務等

外来生物法

特定外来生物による生態系等への被害の防止

- ・特定外来生物の飼養、輸入等の制限 特定外来生物96種類（H20.1.1現在）
- ・国等による特定外来生物の防除
- ・未判定外来生物の輸入等の制限

飼養動物の愛護・管理等

動物愛護管理法

動物の遺棄・虐待の防止、適正な飼育管理

- ・飼い主責務等（犬猫引取数30万頭：H19年度）
- ・動物取扱業規制（届出数43.8千件：H20.9.1現在）
- ・動物による危害防止・迷惑防止措置

ペットフード安全法

ペットフードの安全性の確保

- ・ペットフードの基準・規格を設定
- ・ペットフードの製造・輸入・販売を規制

自然とのふれあい

エコツーリズム推進法

エコツーリズムの適正な推進

- ・地域の多様な主体の参加による協議会の設立及び全体構想の作成
- ・特定自然観光資源の指定による自然観光資源の保護措置

温泉法

温泉の保護、災害の防止及び利用の適正

- ・掘削、採取、公共的利用等の制限、温泉成分の揭示等
- 国民保養温泉地指定：91カ所（H21.3.31現在）

2.2 第三次生物多様性国家戦略

生物多様性国家戦略は、生物多様性条約第6条に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる国の施策の目標と取組の方向を定めたものです。

国内外の状況の変化などを受けて、平成18年度に生物

多様性国家戦略の見直しに着手し、生物多様性国家戦略の見直しに関する論点を取りまとめました。それらの結果を受け、平成19年11月、第三次生物多様性国家戦略を閣議決定しました。

－ 人と自然が共生する「いきものにぎわいの国づくり」を目指して －

第1部：戦略

【生物多様性の重要性】

いのちと暮らしを支える生物多様性

- ①すべての生命の存立基盤
- ②将来を含む有用な価値
- ③豊かな文化の根源
- ④暮らしの安全性

【3つの危機】

- 第1の危機…開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少
- 第2の危機…里地里山などの手入れ不足による自然の質の変化
- 第3の危機…外来種などの持ち込みによる生態系の攪乱

地球温暖化による危機 — 逃れられない深刻な問題 —

- ・多くの種の絶滅や生態系の崩壊

【長期的な視点】

100年先を見据えたランドデザイン

- ・生物多様性から見た国土のランドデザインを、国土の生態系を100年かけて回復する「100年計画」として提示

【多様な主体の参画】

地方・民間の参画

- ・地域での活動に結びつけるため、地方や企業による取組の必要性を強調

4つの基本戦略

I 生物多様性を社会に浸透させる

- ①「いきものにぎわいプロジェクト」の展開
- ②放課後の自然体験学習や農山漁村宿泊体験

II 地域における人と自然の関係を再構築する

- ①「未来に引き継ぎたい里地里山」の調査・支援と多様な主体による共有資源としての管理モデル構築（エコツーリズムやバイオマス）
- ②鳥獣とすみ分けられる地域づくり
- ③希少動植物の生息できる空間づくりと外来種の防除

III 森・里・川・海のつながりを確保する

- ①国土レベルの生態系ネットワークの具現化
- ②「国立・国定公園の総点検」と自然再生の推進
- ③漁業と両立する海域保護区のあり方検討

IV 地球規模の視野を持って行動する

- ①わが国の「生物多様性総合評価」の実施
- ②自然共生モデルの世界への発信（SATOYAMAイニシアティブ）
- ③生物多様性の観点からの温暖化の緩和策と適応策検討（森林・湿原の保全、生態系ネットワークの形成など）

第2部：行動計画

・約660の具体的施策

・実施省を明記

・34の数値目標

生物多様性国家戦略のHP（生物多様性センター内）：<http://www.biodic.go.jp/nbsap.html>

生物多様性とその恵みとは

生物多様性条約では、生物多様性を「すべての生物の間に違いがあること」と定義しており、生態系（干潟、森林、河川などいろいろなタイプの自然があること）、種（ヒグマ、トンボ、ブナ、タンポポなどの動植物や細菌などの微生物など様々な生物がいること）、遺伝子（アサリの貝殻の模様が千差万別なことなど、同じ種でも多様な個性があること）の3つ

のレベルでの多様性があるとしています。地球上の生きものは、それぞれに個性を持ち、それらが森から海まで、そして、食う・食われる、花粉を運ぶといった様々な関係でつながっています。生物多様性は、私たちの生活に、食料や水の提供、精神的、教育的価値の付加、気候調節や水質浄化等、生態系サービスと呼ばれる多くの恵みをもたらしています。